

村山市市報有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市市報「市民の友むらやま」(以下「市報」という。)への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 市報に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張や意見広告
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市報に掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格及び掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

規 格	全枠	縦 256 ミリメートル × 横 55 ミリメートル
	半枠	縦 125 ミリメートル × 横 55 ミリメートル
掲載料	全枠	1回当たり 22,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
	半枠	1回当たり 11,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告を掲載するページ及び箇所等)

第4条 広告掲載は、原則としてお知らせページの左側に1色刷りとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集(以下「募集」という。)は、市報及び村山市公式ホームページにおいて行うものとする。

2 市長は、募集を行うにあたって、必要に応じ広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、村山市市報有料広告掲載申込書(別記様式第1号)により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込書を受理したときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、村山市市報有料広告掲載許可（不許可）決定通知書（別記様式第2号）により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 広告掲載希望者が多数の場合、広告掲載可否の決定は審査会に委ねる。
（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告原稿を指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
（審査会）

第9条 第7条第1項及び第3項の規定による広告内容等の審査を行うため、村山市市報有料広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。
（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市報の編集及び発行上支障があると市長が認めるとき

（広告掲載料の返還）

第11条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。
（広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。